

株主各位

平成16年8月27日

東京都千代田区富士見一丁目11番2号
日本化薬株式会社
取締役社長 島田 紘一郎

第147回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、本日開催の当社第147回定時株主総会において、
下記のとおり報告及び決議されましたので、ご通知申
上げます。

敬 具

記

報告事項

- 第147期（平成15年6月1日から平成16年5月31日ま
で）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告
の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。
- 第147期（平成15年6月1日から平成16年5月31日ま
で）連結貸借対照表及び連結損益計算書並びにそ
の監査結果報告の件
本件は、上記連結計算書類の内容及び監査結果を
報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 第147期利益処分案承認の件
本件は、原案どおり承認可決され、株主
配当金は、1株につき5円50銭と決定い
たしました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
なお、変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示します。)

変更前	変更後
(新設)	(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3 第1項第2号の規定により、 取締役会の決議をもって自 己株式を買受けることがで きる。
第6条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(新設)	(単元未満株式の買増し) 第8条 当社の単元未満株式を有 する株主(実質株主を含む。 以下同じ。)は、株式取扱 規程に定めるところによ り、その単元未満株式の 数と併せて1単元の株式 の数となるべき数の株式 を譲り渡すべき旨を当会 社に請求することができる。

変更前	変更後
<p>(名義書換代理人) 第7条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及びその抹消、信託財産の表示及びその抹消、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り及び諸届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録及びその抹消、信託財産の表示及びその抹消、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り及び買増し、諸届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程) 第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換及び単元未満株式の買取りその他の株式に関する取扱いについては、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増しその他の株式に関する取扱いについては、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>
<p>(基準日) 第9条 定時株主総会において権利を行使することができる株主（<u>実質株主を含む。</u>以下同じ。）は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。 前項のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日) 第11条 定時株主総会において権利を行使することができる株主は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。 前項のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>第10条～第30条 （条文省略）</p>	<p>第12条～第32条 （現行どおり）</p>

第3号議案 取締役6名選任の件

本件は、小牧正雄、千葉皓一、萬代 晃及び福島良昭の4名が重任、池田義之及び才野哲之の2名が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、斎藤昭一及び太田 洋の2名が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、両名は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、退任取締役池永新一並びに退任監査役藤森邦夫及び川口敏郎の3氏に対し

在任中の労に報いるため、当社役員退職慰労金算定基準に基づき退職慰労金を贈呈することとし、その金額、時期及び方法は取締役分については取締役会に、監査役分については監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以 上

~~~~~  
なお、本株主総会終了後開催された取締役会において、取締役小牧正雄は常務取締役に再選、取締役千葉皓一及び福島良昭は新たに常務取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

~~~~~  
お知らせ

【決算公告について】

当社は、決算公告に代えて、貸借対照表及び損益計算書をホームページに掲載しております。当社ホームページ内の掲載アドレスは次のとおりです。

<http://www.nipponkayaku.co.jp/japan/kessan/kk.html>

【単元未満株式の買増制度の導入について】

本総会における定款変更決議に基づき、単元未満株式をご所有の株主の皆様は、当社に対しその単元未満株式を1単元（1,000株）とするために必要な数の株式を買増請求することができることになりました。お手続きなど詳細事項につきましては、下記当社名義書換代理人までお問い合わせ願います。

なお、保管振替制度ご利用の株主様は、お取引のある証券会社までお問い合わせください。

受付開始日 平成16年8月30日
名義書換代理人 中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
事務取扱所 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
TEL 03(3323)7111(代表)